

「第 50 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

1. 経緯

厚生労働省と農林水産省は、平成 24 年 9 月 25 日（火曜日）に、「第 50 回 コーデックス連絡協議会」を霞ヶ関中央合同庁舎 5 号館専用 22 会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、今年7月以降に開催された総会及び生鮮果実・野菜部会の報告と、本年10月から来年2月までに開催される部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 35 回総会

- ・議題 4 のラクトパミンの採択における日本の対応について質問がありました。これについて我が国はコンセンサスが得られるよう努めてきたが、最終的には投票となり、国内で既に残留基準が JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）の勧告の通り設定されていることを踏まえ賛成の立場で対応した旨説明しました。
また、牛ソマトトロピン（BST）についてラクトパミンと同様な状況になることが考えられ、総会で議論を行うのは非効率的なので、事前に別の場で議論を行うべきとの意見を頂きました。
- ・議題 6 に関してコーデックスでは臭素酸カリウムの規格が廃止されたが、日本では使用可能となっていること及び今後の対応方針について質問がありました。これについては次回に回答する旨説明しました。
- ・議題 9 について、プロセスチーズの規格を策定することを求める国の理由がわかれば教えて欲しいと質問がありました。これについて詳細は不明だが、貿易上規格があったほうがメリットが大きいということが主な理由と考えられる旨説明しました。
- ・議題 12 に関連して民間資金を活用することについて独立性・透明性の問題があることは理解できるが、特定の国からの資金に過剰に依存することも同様の可能性があることを平等に考えて欲しいとの意見を頂きました。
- ・議題 13 について具体的にどういった情報交換が行われているのか質問がありました。これについて関連する国際機関から基本的にはコーデックスと関係のある内容についての報告がなされている旨説明しました。また関連して ISO で進められている医薬品における点字による表示について、視覚障害者から食品表示の点字表記の要望を聞いているので、点字表記に関して ISO から説明があったかどうか情報があ

れば教えて欲しい欲しいとの質問がありました。これについて今回の総会では特に報告が無かった旨説明しました。

- ・動物用医薬品に関する行政の考え方について質問がありました。これについては次回回答する旨説明しました。

(2) 第 17 回生鮮果実・野菜部会

- ・議題 4 及び 5 に関して規格の検討に際して一般原則等がないのか質問がありました。これについて、品目ごとの規格の策定作業の中で既存の規格の表現が参照されていること、また、既存の規格を含め表現を統一するために標準様式（議題 8）が、コーデックスより多くの生鮮果実・野菜規格を策定している国際連合欧州経済委員会（UNECE）が策定した標準様式とコーデックス規格との違いをまとめた文書をもとに検討されている旨説明しました。

- ・議題 7 に関して新規作業を検討する際の一般原則や我が国としての考え方について質問がありました。これについて、日本の主力の輸出作物に関する規格について積極的に関与したい旨説明しました。

また、以前（第 41 回の連絡協議会で）、国側からの「国として国内での公的な規格は廃止しており、codex 規格を作成しても国内への影響は生じない」との説明と（矛盾するので）どのような関係にあるのかとの質問を頂きました。これについては規格が輸出の障壁とならないよう対応していきたい旨説明しました。

- ・議題 9 について UNECE がコーデックスの初期の時代に大きく貢献したことは認めるが、早く UNECE についての記述を当部会の付託事項から削除するべきとの意見を頂きました。
- ・議題 10 のフード・テロリズムについて何か背景等があれば教えて欲しいとの質問がありました。これについて特に背景となる事件等は紹介されなかったこと、また、賛同する国が無かったため、議事録にも最終的には記載されない見込みである旨説明しました。

(3) 第32回魚類・水産製品部会

- ・仮議題 4 について国内で水を使用したホタテ貝柱は存在するのか、存在するならば表示はどうなっているのか質問がありました。これについて国内では一部で加水ホタテが生産されていること、加水されている場合にはその旨表示されている旨回答しました。また、当該規格の対象から、卵巣付き貝柱を除去した場合、我が国としてなにか不都合があるのか質問がありました。これについて、本規格から除外されても、活及び生鮮二枚貝の規格の一部としてサブセクションをつくり、そこで取り扱われることとなれば特に問題無いと考えている旨説明しました。さらに議論の進め方に関して、貝柱のみ及び卵巣付き貝柱を同時に進めるのと、貝柱のみに規格の対象を限定して進めるのとどちらが適切と考えるのか質問がありました。これについて、当該規格はこれまで長期間にわたって議論されており、早く進めるためには、貝柱のみを対象として先に進める選択肢も考えられる旨説明しました。

- ・仮議題 7 及び 8 について麻痺性・下痢性貝毒の原因物質がわかっているので、新たな測定方法を開発し積極的に途上国でもスクリーニングできるよう、科学技術の向上を目指して欲しいとの意見を頂きました。
- ・仮議題 14 についてヒスタミンは汚染物質部会で扱うものではないのか、また今後国内で規制を検討する予定はあるのか質問がありました。これについて、本件は魚類・水産製品部会及び食品衛生部会で取り扱うことをコーデックス事務局に確認していること、また国内の規制については今後状況を踏まえ検討したいと考えている旨説明しました。

(4) 第26回加工果実・野菜部会

- ・仮議題 7 について、最近国内において浅漬けを原因とする食中毒が発生したが、本件の規制について質問がありました。これに対して食品衛生の観点については食品衛生部会において検討される内容であり、食品の衛生的な取り扱いについては、食品衛生に関する一般原則が既に策定されている旨説明しました。
- ・仮議題 9 について、朝鮮人参の規格を加工果実・野菜部会で検討するのは初めてであることから、食品か医薬品かについて議論が再燃するのではないかと質問がありました。これに対して、現在の地域規格の適用範囲（scope）では「医薬品に該当するものを除く」と記載されているため、当該規定が変わらない限り直接的に影響はないと考えているが、世界規格になるに当たって適用範囲の見直しが議論される場合は注視していく必要がある旨回答しました。

(5) 第18回アジア地域調整部会

- ・仮議題 2 について、日本としてスパイス、芳香ハーブ及びそれらの製剤に関する議論や新部会設立の必要性があるのかどうか、また、新部会が設立された場合の注意すべき点について質問がありました。これに対して、スパイスに関して国が定める規格はないこと、業界各社それぞれに品質に関する規格を有していることを説明しました。また、国際規格として低品質の規格が策定されることは避けたいため関与する必要がある旨説明しました。
- ・仮議題 5（c）について日本ののりの輸出量や輸入量について質問がありました。これについて後日ご連絡する旨回答いたしました。
- ・仮議題 7 について、部会において消費者団体からも発言できるのか、また、日本からの報告内容について質問がありました。これについてオブザーバーとして参加すれば部会で発言ができること、日本からは、コーデックス連絡協議会を開催していることや FAO/WHO からの情報提供要請への対応状況について報告した旨説明しました。また、日本の食品表示一元化の動きなども紹介するべきではないかとの意見を頂きました。

(6) 第44回食品衛生部会

- ・仮議題 6 について米国からミバエの防除のための放射線照射について、新たに提案

される可能性があるか質問がありました。これについて、現在のところそういった提案は無い旨説明しました。

(7) 第34回栄養・特殊用途食品部会

- ・議題見込み2(a)についてprobable（おそらく確実）とconvincing（確実）の確からしさの違いについて質問がありました。これについてconvincingについてはFAOの2010年のレポート及びWHOの2003年のレポートの定義を準用しており、曝露因子と疾病の間の関連性が複数の研究で認められている等の根拠により定義されているものであること、一方でprobableについては世界がん研究基金・アメリカがん研究財団が2007年のレポートで定義しているものを準用しており、少なくとも2つのコホート研究等の条件を満たしているものをprobableとしている旨説明しました。また、日本国内の疫学データを積み重ねているかについて質問がありました。これに対して国内のデータに基づき健康日本21の数値を設定している等を説明しました。また、WHOの食事、運動と健康に関する世界戦略を踏まえて、国内の栄養表示等について前向きかつ総合的に検討して欲しいとの意見を頂きました。
- ・議題見込み2(b)③について脂質及び糖質について十分なデータが無いとあるが、このデータについてはFAO/WHOで収集を行っているのか質問がありました。これに対して、現状で収集がどのように進んでいるかは不明だがNRVs-NCD（一般集団を対象とした食事に関係する非感染性疾患のリスクに関わりのある栄養素の栄養参照量）については原則FAO/WHOのデータをもとに議論することとなっており、データが収集できた際には議論される可能性がある旨説明しました。

(8) 第7回家畜の飼養に関する特別部会

- ・当部会の対象となる家畜の範囲について質問がありました。これに対して各国で食用にするために飼養されている動物が対象となる旨説明しました。
- ・当部会で策定される文書に関してOIE（国際獣疫事務局）で使用している用語との整合性も考慮して作業を進めることが望ましいとの意見を頂きました。

— お問い合わせ先 —

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室
担当：横田、石亀（電話：03-5253-1111 内線2408）

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課
担当：近藤、湯地（電話：03-3502-8111 内線4471）